



重要事項説明書

ガン治療保険（無解約払いもどし金型）



この冊子は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」と、特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を掲載しています。

ご契約前に必ずお読みください。

契約概要

「重要事項説明書(契約概要)」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

保険商品の名称

上皮内新生物治療給付特約付 ガン治療保険(無解約払いもどし金型)

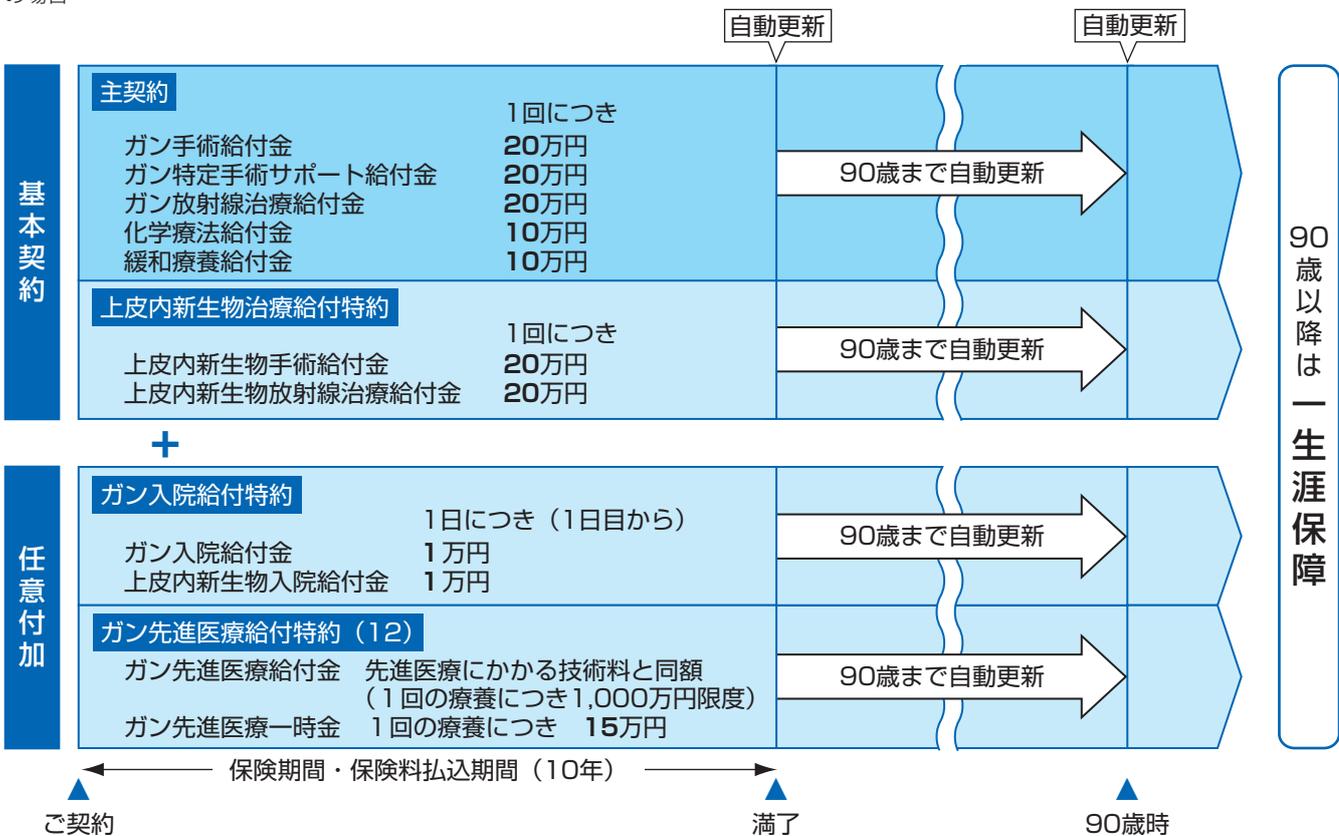
保険商品の特徴

- 所定のガンの治療を目的とした手術、放射線治療、化学療法および所定のガンによる疼痛などの各種症状の緩和を目的とした緩和療養を保障します。
- 特約を付加するとさらに保障を充実させることができます。
- 自動更新でご契約を継続できます。

しくみ図

ご契約例

主契約 基本給付金額：10万円
上皮内新生物治療給付特約 特約基本給付金額：10万円
ガン入院給付特約 ガン入院給付金日額：1万円
ガン先進医療給付特約(12)：付加
保険期間/保険料払込期間：10年
の場合



※上記は、ご契約の一例です。

※保障内容・保険料など、具体的なご契約の内容については、「契約申込書」に記入していただきますので、お申込みの際には、この「重要事項説明書(契約概要)」と「契約申込書」にて、ご契約内容を必ずご確認ください。

保障内容とお支払事由

		お支払金	お支払事由	お支払額	お支払限度
基本契約	主契約	ガン手術給付金	所定のガンの治療を直接の目的とした、所定の手術を受けられたとき	基本給付金額×2	お支払限度はありません
		ガン特定手術サポート給付金	ガン手術給付金が支払われる手術のうち、所定の手術を受けられたとき	基本給付金額×2	お支払限度はありません
		ガン放射線治療給付金	所定のガンの治療を直接の目的とした、所定の放射線治療を受けられたとき	基本給付金額×2	60日に1回、通算お支払限度はありません
		化学療法給付金	所定のガンの治療を直接の目的とした、所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をされたとき	基本給付金額	お支払事由に該当した日が属する月ごとに1回、通算60ヵ月
		緩和療養給付金	次のいずれかに該当されたとき ①ガン性疼痛緩和を目的とした、所定の医療用麻薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をされたとき ②ガン性疼痛などの各種症状の緩和を目的とした、所定の緩和ケア病棟入院料または緩和ケア診療加算が算定される入院をされたとき	基本給付金額	お支払事由に該当した日が属する月ごとに1回、通算12ヵ月
上皮内新生物治療給付特約	上皮内新生物手術給付金	所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした、所定の手術を受けられたとき	特約基本給付金額×2	お支払限度はありません	
	上皮内新生物放射線治療給付金	所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした、所定の放射線治療を受けられたとき	特約基本給付金額×2	60日に1回、通算お支払限度はありません	
任意付加	ガン入院給付特約	ガン入院給付金	所定のガンの治療を直接の目的とした、入院をされたとき	ガン入院給付金日額×入院日数	お支払限度はありません
		上皮内新生物入院給付金	所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした、入院をされたとき	ガン入院給付金日額×入院日数	お支払限度はありません
	ガン先進医療給付特約(12)	ガン先進医療給付金	所定のガンの治療を直接の目的とした、所定の先進医療による療養を受けられたとき(ただし、先進医療にかかる技術料*が「0」の場合を除きます。)	先進医療にかかる技術料*と同額	1回の療養につき1,000万円、通算2,000万円
		ガン先進医療一時金	ガン先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたとき	1回の療養につき15万円	—

*先進医療に対する被保険者の負担額として、保険医療機関によって定められた金額をいいます。

- 所定のガン、所定の上皮内新生物は、それぞれ約款に定められた悪性新生物、上皮内新生物のことをいいます。
- 各給付金・一時金のお支払いは、責任開始期以後に診断確定された所定のガンまたは所定の上皮内新生物を直接の原因として、保険期間中にお支払事由に該当された場合に限りま。

主契約について

ガン手術給付金

- 所定の手術は、次のいずれかに該当する手術に限ります。
 - ・公的医療保険制度によって手術料の算定対象として列挙されている手術であること
 - ・公的医療保険制度によって輸血料の算定対象として列挙されている施術のうち、所定の造血幹細胞移植であること
- 次の手術はお支払いの対象とはなりません。

(1) 創傷処理 (2) 皮膚切開術 (3) デブリードマン
(4) 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
(5) 外耳道異物除去術 (6) 鼻内異物摘出術 (7) 抜歯手術

・美容整形上の手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術など。

ガン特定手術サポート給付金

- ガン特定手術サポート給付金のお支払対象となる手術は、ガン手術給付金が支払われる手術のうち、約款に定められた次の手術となります。

(1) 食道切除術および食道全摘出術 (2) 胃切除術および胃全摘出術
(3) 小腸切除術および小腸全摘出術 (4) 結腸切除術および結腸全摘出術
(5) 直腸切除術および直腸全摘出術 (6) 肛門切除術および肛門全摘出術

※ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除きます。

ガン放射線治療給付金

- 所定の放射線治療は、公的医療保険制度によって放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療に限ります。
- 血液照射、放射線治療管理料はお支払いの対象とはなりません。

化学療法給付金

- 所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が公的医療保険制度の給付対象となる場合に限り、化学療法給付金をお支払いします。
 - 薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については、処方せんにもとづいて抗がん剤の支給を受けた場合に限り化学療法給付金をお支払いします。
- ※通院には、往診を含みます。

緩和療養給付金

- 所定の医療用麻薬にかかる薬剤料もしくは処方せん料または緩和ケア病棟入院料もしくは緩和ケア診療加算が公的医療保険制度の給付対象となる場合に限り、緩和療養給付金をお支払いします。
 - 薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については、処方せんにもとづいて所定の医療用麻薬の支給を受けた場合に限り緩和療養給付金をお支払いします。
- ※通院には、往診を含みます。

上皮内新生物治療給付特約について

上皮内新生物手術給付金

- 所定の手術は、公的医療保険制度によって手術料の算定対象として列挙されている手術に限ります。
- 次の手術はお支払いの対象とはなりません。

(1) 創傷処理 (2) 皮膚切開術 (3) デブリードマン
(4) 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
(5) 外耳道異物除去術 (6) 鼻内異物摘出術 (7) 抜歯手術

・美容整形上の手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術など。

上皮内新生物放射線治療給付金

- 所定の放射線治療は、公的医療保険制度によって放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療に限ります。
- 血液照射、放射線治療管理料はお支払いの対象とはなりません。

ガン入院給付特約について【任意付加】

<主契約に上皮内新生物治療給付特約が付加されている場合の特則>

- このご契約は、主契約に上皮内新生物治療給付特約が付加されているため、この特則が適用され、上皮内新生物入院給付金が、ガン入院給付特約の給付に加わります。
- ガン入院給付金と上皮内新生物入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、上皮内新生物入院給付金はお支払いしません。
- 上皮内新生物治療給付特約が消滅したときは、この特則は同時に消滅します。
- この特則のみの解約はできません。

ガン先進医療給付特約(12)について【任意付加】

- 同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。
- ガン先進医療給付金のお支払いがお支払限度(通算2,000万円)に達したときは、この特約は消滅します。

- 所定の先進医療とは、公的医療保険制度にもとづき厚生労働大臣が定める「先進医療による療養」(以下「先進医療」)をその取扱いが認められた保険医療機関で受けられた場合を指します。
ただし「先進医療」の取扱いが認められた保険医療機関で「先進医療」と同様の療養を受けられても、当該医療機関の判断によりその療養が「先進医療」として実施されたものでない場合には、この特約による給付対象とはなりません。
- 給付対象となる「先進医療」の種類およびその取扱保険医療機関は、厚生労働大臣の認定が適宜見直されることに伴い変更となることがあります。また「先進医療」にかかる技術料は取扱保険医療機関によって異なります。

指定代理請求特約について【任意付加】

- ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、給付金などの受取人に代わりあらかじめ指定された指定代理請求人が給付金などを請求することができます。

自動更新について

- 保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、ご契約は保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。
- 保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。
- 更新後のご契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳を超えるときは、保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳となるまで保険期間を短縮してご契約を更新します。
- 更新前のご契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳となるときに、更新後のご契約の保険期間を終身としてご契約を更新します。この場合、更新後のご契約の保険料払込期間は終身とします。
- ご契約を更新された場合には、各給付金のお支払限度は更新前後を通算します。
- 自動更新制度のお取扱いは、将来変更されることがあります。

保険料の払込免除について

- 次の場合に保険料のお払込みを免除します。
 - ・責任開始期以後の傷害または疾病によって所定の高度障害状態に該当されたとき。
 - ・責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態に該当されたとき。

保険料の立替について

- この保険には、保険料の立替のお取扱いはありません。

払済保険について

- この保険には、払済保険への変更のお取扱いはありません。

契約者貸付制度について

- この保険には、契約者貸付のお取扱いはありません。

払いもどし金について

- 解約された場合、この保険の主契約および特約・特則の払いもどし金はありません。

契約者配当金について

- この保険には、契約者配当金はありません。

お取扱いについて

主契約・特約	給付金額	保険期間・ 保険料払込期間	契約年齢	保険料払込方法 保険料払込経路
ガン治療保険 (無解約払いもどし金型)	基本給付金額 50,000円～200,000円 <取扱単位 10,000円>	10年 (90歳まで自動更新、 90歳以降は終身)	5歳～75歳	月払・年払 <保険料払込経路> 口座振替
上皮内新生物治療給付特約	特約基本給付金額 (主契約の基本給付金額と同額)			
ガン入院給付特約	ガン入院給付金日額 5,000円～30,000円 <取扱単位 1,000円>			
ガン先進医療給付特約(12)	ガン先進医療給付金 先進医療にかかる技術料と同額 ガン先進医療一時金 15万円			

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。被保険者の契約年齢は、満年齢で計算し、1年未満の端数については切捨てます。

※ご契約いただける基本給付金額の範囲は、契約年齢などにより異なります。

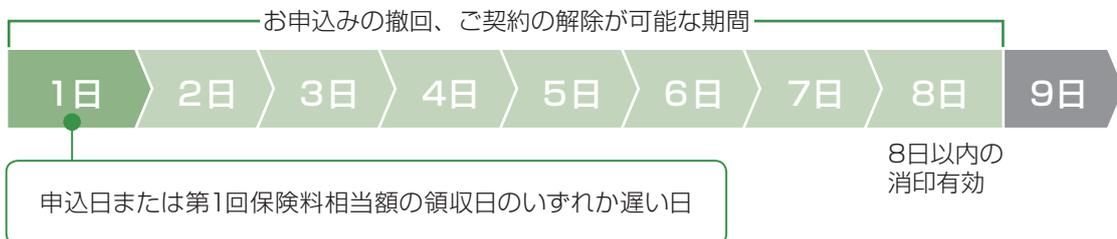
注意喚起情報

「給付金などが支払われない場合について」など、お客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また現在のご契約の解約などを前提とした新たなご契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。

この「重要事項説明書(注意喚起情報)」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

お申込みの撤回、ご契約の解除について（クーリング・オフ制度）

- ご契約の申込日、または第1回保険料相当額（第1回保険料を含みます。以下同じ。）の領収日の、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回など」といいます。）をすることができます。



- お申込みの撤回などをされた場合、お申込みいただいた金額をお返しいたします。
- お申込みの撤回などのお取扱いができない場合があります。

＜お申出方法＞

- ・郵便により前記の範囲内（8日以内の消印有効）に以下までお申出ください。

〒108-8020
東京都港区白金1-17-3
アクサ生命保険株式会社 契約部 宛

- ・書面には下記の事項をご記入ください。

- ①お申込みの撤回などをする旨
- ②申込者またはご契約者の氏名（自署）、住所
- ③申込書の押印と同一印（申込書に押印された場合）
- ④申込書記載の事務番号
- ⑤取扱代理店名

記入例

①	申込みを撤回します。
	申込者（契約者） 阿草 太郎（自署） ③
②	住所 〒100-1111 〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇
④	申込書記載の事務番号 〇〇〇〇
⑤	取扱代理店名 〇〇〇〇

告知について

- 健康状態などについてありのままをお知らせください。（告知義務）

ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など「告知書」でアクサ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

- 告知の内容によっては、ご契約をお断りする場合があります。

- 生命保険募集人（代理店を含みます。）に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

アクサ生命所定の「告知書」に記入されたことが告知となります。

- お申込内容などについて確認させていただく場合があります。

アクサ生命の担当者またはアクサ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または給付金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容または請求内容などについて確認させていただく場合があります。

- 告知内容が事実と違っていた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。（告知義務違反）

故意または重大な過失によって、アクサ生命が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりした場合、責任開始の日（復活の場合は復活の際の責任開始の日）から2年以内であれば、アクサ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。責任開始の日から2年を経過していても、給付金などのお支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

- ご契約または特約を解除した場合、給付金などをお支払いする事由や保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、給付金などのお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。

- 「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、アクサ生命は給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

保障の開始について

- ご契約のお引受けをアクサ生命が承諾した場合には、告知と第1回保険料相当額（第1回保険料を含みます。）のお払込みがともに完了したときから、アクサ生命はご契約上の責任（保障）を開始します。
- 募集代理店または募集代理店の取扱担当者（生命保険募集人）は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。
- ご契約は、お客さまからのお申込みをアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

給付金などのお支払いについて

- 給付金などのお支払事由が生じた場合や、給付金などのお支払いの可能性があると思われる場合はすみやかにアクサ生命カスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- お支払事由、請求手続き、給付金などをお支払いする場合またはできない場合については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。また、アクサ生命ホームページには「[保険金等のお支払いについて お支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例](#)」を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。
アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/>
- 給付金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。
- アクサ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる給付金などについて、受取人が請求できない所定の事情がある場合などに、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が請求することができます。
- 指定代理請求人を指定された場合は、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

給付金などが支払われない場合について

次の場合には、給付金などをお支払いできないことや、保険料のお払込みを免除できないことがあります。

- お支払事由に該当しない場合
- ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 詐欺によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- ご契約者の故意または重大な過失などにより被保険者が保険料の払込免除事由に該当された場合には、保険料のお払込みを免除いたしません。
- この保険の場合、被保険者が告知（復活の際の告知を含みます。）前または告知時から責任開始期前に所定のガンと診断確定されていたときは、ご契約は無効となり、給付金などはお支払いできません。

保険料の払込猶予期間、ご契約の失効、復活などについて

- 保険料は払込期月中にお払込みください。
- 払込期月中にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 払込猶予期間中にお払込みがないと、ご契約は失効します。
 - ・失効すると、給付金などのお支払事由が発生しても給付金などのお支払いはできません。
- いったん失効したご契約でも、失効後**6ヵ月以内**であれば、ご契約の復活のお申込みができます。
 - ・この場合、告知と失効している期間の保険料（およびその利息）のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活できない場合があります。
 - ・ご契約の復活をアクサ生命が承諾した場合には、告知と延滞保険料のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の責任（保障）を開始します。

解約と払いもどし金について

- 解約されるとご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。
- この保険は、解約された場合、払いもどし金はありません。

この保険は生命保険商品です

- この保険は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金ではありません。そのため、預金とは異なり元本保証はありません。
- この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

ご契約時にお約束した給付金額などが削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
- アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額などが削減されることがあります。

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たにご契約について

- 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たにご契約の場合、お客さまにとって不利益となる場合があります。
 - ・ 多くの場合、払いもどし金は、払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払いもどし金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する配当金の請求権などを失う場合があります。
 - ・ 一般のご契約と同様に告知義務があります。
 - ・ 新たにお申込みのご契約について、被保険者の健康状態などによりお引受けをお断りする場合があります。
 - ・ 新たにご契約の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定の適用対象となります。
 - ・ 詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たにご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
 - ・ 告知義務違反の場合や責任開始期前の発病などの場合には、給付金などが支払われないことがあります。

ご契約に関する相談・苦情窓口

- 生命保険のお手続きやご契約に関する相談は、アクサ生命カスタマーサービスセンターへご連絡ください。
アクサ生命カスタマーサービスセンター
TEL:0120-568-093(受付時間:月～金:9:00～19:00 土:9:00～17:00 日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)
- ご契約に関する苦情は、アクサ生命お客様相談室へご連絡ください。
アクサ生命お客様相談室
TEL:0120-030-775(受付時間:9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)

指定紛争解決機関について

- この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。
(ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>)
- 生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。

その他重要なお知らせ

お申込みにあたっては、次の内容についても必ずご確認ください。

申込書のご記入について

- **申込書・告知書はご契約者、被保険者ご自身で正確にご記入ください。**
申込書・告知書は重要な書類です。申込書はご契約者自身（被保険者欄は被保険者ご自身）、告知書（告知欄）は被保険者ご自身でご記入ください。

時効による請求権の消滅

- **給付金などをご請求になる権利は、3年間で請求がない場合に消滅します。**

保険証券のご確認について

- **ご契約をお引受けいたしますと、保険証券などをお送りしますので、お申込みいただいた内容と相違ないかよくご確認ください。**
 - ・保険証券はあらゆる手続きに欠かせないものですので、大切に保管してください。

生命保険募集人の販売資格の確認について

- **募集代理店または募集代理店の取扱担当者（生命保険募集人）の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。**
 - ・アクサ生命カスタマーサービスセンター TEL：03-6757-0310（受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）

個人情報のお取扱いについて

個人情報を利用する目的

- **アクサ生命では、お客さまの個人情報を、次のような目的のために利用させていただいております。**
 - ・保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ・アクサ生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ・その他保険に関連・付随する業務

アクサ生命の個人情報の取扱いに関する「個人情報のお取扱いについて プライバシーポリシー」の内容は、アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/> でご覧いただけます。

その他ご確認ください事項

- **この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。**

募集代理店

引受保険会社



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/